

第 9 回協働推進委員会記録

日時	平成20年3月27日(木) 18:30~20:30
会場	豊明市役所政策審議室
出席者 (50音順)	延藤安弘、有本正子、石川礼子、遠藤隆之、小池田忠、酒井克俊、鈴木幸夫、都築和男、平松鋼一、三和尚子、矢澤久子 (事務局) 策定支援：NPO法人ボランタリーネイバーズ NPO法人まちの縁側育くみ隊 豊明市：市長、市民部長、市民協働課長、市民協働課長補佐 市民活動振興担当係長、市民活動推進係職員

議 事

1. あいさつと前回までの議論の振り返り

- 延藤委員長が開会を宣した。
- 続いて、前回までの振り返りがされた。
 - * 協働を進めていく3部作(指針・実行計画・Q&A)ができあがった
 - * 豊明らしさを踏まえながら以下のような決意を取り入れた内容になった。
 - 従来までの行政主導と異なり、市民一人ひとりお互い助け合いながら、力・知恵を出し合うことを喜びとする、新しい開かれた「公共」を確立する。
 - 地縁の力と志縁の力を結合する。
 - 行政、市民がお互いをパートナーとして認め合い、相乗効果の期待できる協働を行っていく。異なるものを否定せず、差異をエネルギーに変え、補い合いつつ高まりあう関係をつくる。
 - * 今後のフォローアップも必要である
 - 具体的にどう実践されていくか、実践の過程を評価・提案・批判していく。
 - 「まち育て塾」において育まれた協働を担う市民とともに、協働の中身を検討していく。

2. 答申

(1) 豊明市協働推進計画

延藤委員長より「豊明市協働推進計画」の策定に関し、答申がなされた。

- 1 みんなでまちづくりをすすめるための協働のみちしるべ(指針)
- 2 みんなでまちづくりをすすめるための協働のみちしるべ(実行計画)
- 3 みんなでまちづくりをすすめるための協働のみちしるべ(Q&A集)

答申を受け、市長より以下のコメントがされた。

- 一年足らずの間にきめ細かな検討をし、盛りだくさんの提言をしていただいたことに感謝している。
- 協働の障害になるのは、行政の縦割構造なので、協働事業がその改善につながることを期待する。各部署間の壁を取り除いて風通しのよい組織形態のもと、答申を達成していきたい。
- 市内で、ラジオ体操に集まり前後に清掃活動をしている人たちがいるが、このようにお金を使わなくても、皆が楽しくなり、明るい気持ちになるまちづくりをしていくことができる。豊明

市を「日本一きれいなまち」にしていきたいと思っている。こうしたことなら、子どもからお年寄りまで皆が役割を果たすことができる。また、気軽にあいさつをし合える「さわやかなまち」にもしていきたい。

- 他の地域と差別化し、市民が役割や責任を果たすまちにしていきたいし、行政職員においては、市民のために協働を実現し、夢を形にしていきたい。「探検、発見、ほっとけん」を合言葉に、一人ひとりの感性をシンプルに束ねながら、目的に向かって挑戦していきたい。

3. 協議事項

(1) 今後の予定について

事務局より、【資料2】に基づき、以下の項目について説明がなされた。

協働推進計画発表の予定

- 印刷部数
 - * 指針・実行計画：500部
 - * Q&A：100部（市で印刷。職員向けには庁内イントラで提供）
- 発表計画
 - * 4月23日（水）市議会議員向け
 - * 4月25日（金）第1回区長会にて配布
 - * 5月1日（木）市広報掲載（ページの都合上、要約したものを掲載予定）合わせて、ホームページ上での公開を予定している。

平成20年度の協働推進委員会のあり方 【資料2】

- 年間4回を予定。第1・4回については全体会、第2・3回について、2部会制とし、効率的に協議して頂ければと考えている。（各部会による日程設定も可能）
- 委員を2チームに分け、市民活動支援施策を「施策部会」、協働のモデル事業「モデル事業部会」と称し、実行計画の進行管理をはかる。
- 第1回協議予定事項
 - 平成19年度事業実績
 - 平成20年度事業計画
 - 部会設置（日程・委員会等） 翌年以降も繰り返し展開

その後、上記について議論がなされた。主な発言は以下の通り。（委員長、事務局、委員）

協働推進計画の認知促進としては、市会議員に対し説明・回答する。同時に公表に向けたマスコミ発表も検討したい。

検討委員会について、今年度は提案内容を議論してきたが、来年度はチェックが主な仕事となると、面白みに欠けるのではないかと。おもしろくする仕組みについて、事務局でも何か案があればご提案いただきたい。

事務局が進捗状況を報告してそれを協議するだけでなく、委員の生の声を聞く機会を持ちたい。例えば、事務局の報告とフリートークを各々1時間ずつ協議するといった形がよいと思う。そして評価方法の具体的提案を受けたい。その他、目的を果たすための対案があれば頂戴したい。

部会の具体的なイメージがつかめないが、具体的な事業の内容について進捗管理をするとの理解でよいが。

行政が把握した概要・報告を受けて成果をチェックすると共に、評価するしくみを検討する場としたい。評価項目についても委員会において検討、アドバイスを頂きたい。

第三者委員会があつてしかるべきだが、計画の時点で設置が盛り込まれているにも関わらず、予算の都合で当委員会が兼務しているとの印象をうける。これまで実質 1 年関わってきているので、全く外部の立場での判断はできないという懸念がある。

ものを判断するには具体的な提示が必要であるため、モデル事業に重点を置きながら、市民活動支援施策を検討してはどうか（B モデル事業部会が主軸になるイメージ）。具体的現状を見ずして、理屈だけが先行することは避けたい。

市民はおろか、役所内でも答申について周知徹底がされているのかどうか疑問である。例えば、協働モデル主要事業にあげられている事業のうち、予算不足のため取り消されたものがある。1 年間議論し、積み上げてきたものが、外部から評価されていないのではないかという印象を受ける。

以上の議論を受けて、延藤委員長より上記議論のポイントが確認された。

事務局に対応を求めるのではなく、当委員会そのものが答申に対してどのように取り組むかということが基本である。できあがった協働推進計画をどう市民・行政に浸透させていくことができるのかを、次年度の重要課題として挙げたい。委員会そのものが責任を持つ姿勢で、各領域にどう浸透させ伝えられるか。次回、アイデアを持ち寄って議論する。

具体的活動を議論の対象とする。

例) 現場に赴く機会を設けることで、より豊明らしい協働評価ができるのではないか。

客観的評価を成しうる方法。第三者ではなく、当委員会でどのように評価をしていくのかについて検討を重ねたい。

4. 報告事項

(1) 市民提案型まちづくり事業について

事務局より、【資料 3】に基づき、説明がなされた。

- これまでの「はじめの一步補助金コース」に、「まちづくり公益事業委託コース」が加わり、二本立てという形になる。
- 5 月に募集し、6 月下旬に決定する。
- 募集説明会を次の通り実施予定する。4 月 2 日(火)ボランティア団体向け、4 月 10 日(水)職員向け説明会、4 月 17 日(水)NPO 向け説明会。
- 公益事業委託は、1 事業上限 25 万円、申請内容に対し 10 割支給する。NPO 等市民活動団体以外に、区町内会など地縁団体も対象となる。人件費も対象経費可(ただし、委託金額の 1 / 2 まで)
- 両者とも、これまで認めていなかった「備品」も認め、広く応募を求める。

その後、議論がなされた。主な発言は以下の通り。(委員長、事務局、委員)

【審査について】

これまでの「はじめの一步補助金」では新海委員、都築委員、県職員の3名が審査員を務めていた。書類審査と3分～5分程度のプレゼンテーションを行っている。

公開審査に当委員が審査員となって参加すると、協働が浸透するいいチャンスとなる。

【応募の現状について】

はじめの一步補助金がなぜ応募が少ないのが不思議に感じる。

これまでは広報と顔のつながりなどで応募先を探していたが、応募数は少なかった。他の課が同様の事業を募集しても、この種のものに応募は少ないというのが豊明の状況である。手間ひまかけてまで申請する程の金額ではないのが原因なのかもしれない。また「設立3年以内」「新規事業」「実績報告書の提出」等についても、応募に対して障害となっているように感じる。総額が少なく応募者も少ない。これまでは、応募団体の申請内容に大差がないため、按分して補助していた。

7団体中6団体採用（うち1団体は委託事業として採用）

公益事業委託の方は、良い提案がなければ、該当なしもありうる。

【その他】

市民が、いずれのお金も税金であるという強い自覚を持つことも重要。

単発のイベントのようなものではなく、継続性のある事業に助成していただきたい。

事業報告会の実施も検討していきたい。

延藤委員長より上記議論を踏まえて、以下コメントがされた。

採用された事業については、自己評価を行い、発表をし、お互い評価しあうことが重要である。

応募要綱の裏面には、こうした内容を組み込んだフローチャートに修正していただきたい。

（2）市民活動総合保険制度について

事務局より、【資料4】に基づき、説明がなされた。

➤ これまで、区町内会活動に対して保険をかけていたが、市民活動も対象に広げるねらい。

➤ 市民団体および職員にも周知徹底していく。

その後、協議・検討がなされた。主な発言は以下の通り。（委員長、事務局、委員）

とよあけ市民活動団体情報サイトに登録済みであれば対象となるのか。市民活動室は非営利公益的な活動をする団体が登録可能であるのに対し、情報サイトにおいては、市民活動にしほりを設けずゆるやかに登録を認めてきたとの認識だが、この保険は市民活動室登録団体だけを対象としたほうがよいのではないか。

保険の適用を受けるには、サイトへの登録が必要。サイトへの登録数増加も見込んで相乗効果を期待している。

団体ではなく活動に対しての補償する制度である。支払い対象となるかどうかは、「この団体だから」ではなく、「公益活動」であることが条件になる。（逆に、普段は同好会的な活動でも公益活動をする場合には対象になる）そのような意味から、情報サイトにおいて登録を集約する。

5. その他

（1）今後のスケジュール

➤ 新年度第1回委員会 5月22日（木） 18:30～

(2) その他

異動内示について

- 事務局より市民部長、市民協働課長、市民協働課長補佐各位の異動が報告された。
次回委員会において、後任挨拶を予定している。

委員の退任について

- 鈴木幸夫氏が3月末日をもって区長退任のため、後任を選出する旨が報告された。
- 一身上の都合により、有本正子氏の辞意が承認され、退任が報告された。
4月広報において、後任を公募予定。

今年度は12名定員としていたが、来年度より13名とし、今年度計画策定に関わったボランティアネイバーズより1名の委員を選出することが報告された。

延藤委員長より今年度の振り返りがなされた。

*委員の熱意、行政、ボランティアネイバーズの3者の力の結晶として3部作が完成した。

*今年度の成果を、次年度以降形にしていくために、今後も皆さんの力に期待したい。

以上